

第6章

障害福祉計画等

における成果目標

国は、障害者総合支援法に基づく第5期障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第1期障害児福祉計画の策定にあたり、障害福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援、市町村の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう基本指針を示しています。

基本指針では、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」、「障害児支援の提供体制の整備」の5点を成果目標に掲げ、それぞれ目標値を明確に示すことを定めています。さらに、成果目標を達成するために必要な活動指標を定め、その見込み量を計画の中に示すことも求めています。

これに基づき本章では、これまでの本区の実績及び実情を踏まえた上で、東京都の基本的な考え方との整合性を図りながら、平成32年度までに達成すべき成果目標の目標値と活動指標の見込み量を示していきます。

1 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成28年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

なお、具体的な目標値の設定については、以下の2点を基本とするものとしています。

- ① 28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行すること
- ② 32年度末の施設入所者数を、28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減すること

- ◆本区における施設入所支援利用者は、平成28年度末時点で131人となっています。施設入所者の地域移行を進めるための基盤を整備することを基本としつつ、一定程度施設入所の需要があることにも配慮し、平成32年度末における地域生活移行者数8人と施設入所支援利用者数131人を目標として地域生活への移行の取組みを進めていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとしています。

- ◆本区では、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる専門的知識を持った関係者が参加する協議の場を設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

基本指針では、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保、地域の体制作り等）を整備した拠点を平成 32 年度までに少なくとも1か所整備することとしています。

- ◆本区では、地域の課題や資源等の実情を勘案し、地域自立支援協議会や関係機関等と協議しながら、平成 32 年度末までの整備に向けて検討を進めていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

基本指針では、平成 32 年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本として設定することとしています。また、この目標値を達成するため、就労移行支援事業者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値についても以下のとおり定めることとしています。

就労移行支援事業利用者数	32 年度末利用者が 28 年度末利用者数の 2 割以上増加すること
事業所ごとの就労移行率	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す
職場定着率	就労定着支援事業所による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを目指す

- ◆本区においては、平成 28 年度は 16 人が福祉施設から一般就労へ移行しました。これを受けて、平成 32 年度中の福祉施設から一般就労への移行者について、平成 28 年度実績の 1.5 倍の 24 人を目標として、一般就労移行に向けた支援を行っていきます。
- ◆また、成果目標の達成のための、就労移行支援事業利用者数、事業所ごとの就労移行率、職場定着率に係る目標については、以下のように設定します。

- ・就労移行支援事業の利用者数…20 人の増加（約 2 割の増加）

	平成 28 年度末	平成 32 年度末
利用者数	98 人	118 人

- ・事業所ごとの就労移行率…就労移行率が 3 割以上の事業所を 2 か所増加

	平成 28 年度末	平成 32 年度末
就労移行率が 3 割以上の 就労移行支援事業所	5 か所 (区内 9 か所中※)	7 か所

※平成 28 年度末現在の就労移行支援事業所数

- 職場定着率…就労定着支援開始 1 年後の職場定着率 8 割以上

	平成 31 年度末	平成 32 年度末
支援開始 1 年後の 職場定着者数	13 人	15 人
支援開始 1 年後の 職場定着率 (%)	81%	83%

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することや、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように医療的ケア児のための関係機関の協議の場を設置することとしています。

なお、具体的な目標の設定については、以下の 2 点を基本とするものとしています。

- ① 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各区市町村に 1 か所以上確保すること
- ② 30 年度末までに、各区市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること

- ◆本区では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行っていきます。
- ◆本区では、医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切に支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、連携を図っていきます。

2 活動指標（障害福祉サービス等）の見込み量

◆各事業の 1 月あたりの利用者数及び利用量

国の基本指針では、前項で示した成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等を活動指標として設定し、1 月あたりの必要量の見込みを定めることとしています。

次ページに示す 1 月あたりの見込み量は、第 5 章の年間の見込み量と整合性を図り算出したものです。

第6章 障害福祉計画における成果目標

【表：各事業の1月あたりの利用者数及び利用量一覧】

		28年度実績	30年度	31年度	32年度	
訪問系サービス	居宅介護 (居宅における身体介護)	実利用者数	135	138	141	145
		延利用時間	907	1,090	1,111	1,138
	居宅介護 (家事援助)	実利用者数	137	140	143	147
		延利用時間	803	893	910	933
	居宅介護 (通院等介助)	実利用者数	80	82	83	84
		延利用時間	419	464	470	475
	重度訪問介護	実利用者数	28	32	32	32
		延利用時間	4,623	5,582	5,582	5,582
	同行援護	実利用者数	77	81	83	85
		延利用時間	1,977	2,005	2,019	2,033
行動援護	実利用者数	1	2	2	2	
	延利用時間	7	60	60	60	
重度障害者等包括支援	実利用者数	0	1	1	1	
	延利用時間	0	414	414	414	
日中活動系サービス	生活介護	実利用者数	249	261	268	275
		延利用日数	4,611	4,785	4,913	5,042
	自立訓練（機能訓練）	実利用者数	6	8	9	10
		延利用日数	34	46	52	58
	自立訓練（生活訓練）	実利用者数	15	22	26	31
		延利用日数	110	161	191	227
	就労移行支援	実利用者数	98	108	113	118
		延利用日数	976	1,080	1,130	1,180
	就労継続支援 A 型	実利用者数	26	32	35	39
		延利用日数	299	362	398	438
	就労継続支援 B 型	実利用者数	258	274	282	290
		延利用日数	3,402	3,610	3,718	3,829
	就労定着支援	実利用者数	—	1.3	1.5	1.6
	療養介護	実利用者数	10	10	10	10
短期入所（福祉型）	実利用者数	113	139	153	167	
	延利用日数	310	392	433	474	
短期入所（医療型）	実利用者数	6	8	9	10	
	延利用日数	26	35	39	43	
サービス 居住系	共同生活援助	実利用者数	116	125	128	131
	施設入所支援	実利用者数	131	131	131	131
	自立生活援助	実利用者数	—	0.3	0.4	0.5
支相談	計画相談支援	計画作成者数	42	52	57	62
	地域移行支援	実利用者数	0.1	0.5	0.7	0.8
	地域定着支援	実利用者数	0.9	2.4	3.8	6.2
	障害児相談支援	計画作成者数	24	29	32	35
障害児 通所支援	児童発達支援	実利用者数	183	219	230	242
		延利用日数	820	904	950	997
	医療型児童発達支援	実利用者数	3	7	9	11
		延利用日数	13	30	38	47
	放課後等デイサービス	実利用者数	258	341	375	413
		延利用日数	1,706	3,410	3,750	4,130

※地域生活支援事業の見込み量等については、第5章をご参照ください。

3 障害福祉サービス等の見込み量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を踏まえ、見込み量を設定します。訪問系サービスは、障害者が住み慣れた地域で生活をするうえで必要不可欠なサービスであり、引き続き需要が多いと見込んでいます。サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込み量の確保を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、生活介護、就労継続支援（A型・B型）、短期入所（福祉型・医療型）の一層の利用増や、特別支援学校の卒業等に伴う新たなサービス利用者等を勘案して、民間事業者の誘致等による整備により見込み量の確保を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、障害者支援施設及び病院等からの地域生活への移行等を勘案して見込み量を設定します。社会福祉法人等によるグループホーム整備費の助成等を行い、見込み量の確保を図ります。

(4) 相談支援

サービスの利用状況、地域生活への移行及び定着の動向等を勘案して見込み量を設定します。相談支援体制が一層充実するように積極的に取り組み、見込み量の確保を図ります。

(5) 障害児通所支援

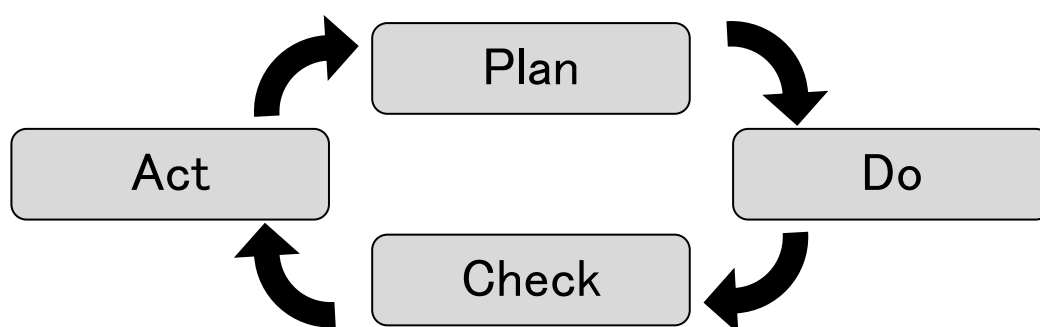
サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、見込み量を設定します。29年4月より、放課後等デイサービス事業者の人員配置の基準の見直しを行ったこと等を踏まえ、質の確保に留意しつつ、身近な地域で支援が受けられるよう見込み量の確保を図ります。

4 障害福祉計画等の進行管理

国の基本指針では、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、少なくとも年1回は実績を把握、分析し、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の評価を行うとともに、必要がある場合は計画内容の変更を行うようPDCAサイクルの実施を明記しています。

区においても、国の基本指針に沿って、本章で示した成果目標及び活動指標についての評価を地域福祉推進協議会障害者部会等において実施し、PDCAを確実に実施することで障害福祉計画等の進行管理を行っていきます。

(PDCAサイクルのイメージ)



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直す